

重 要 事 項 説 明 書

（医療保険訪問看護） 訪問看護ステーション ハローナース防府

- 【名 称】 訪問看護ステーション ハローナース防府
- 【所 在 地】 防府市大字台道 1634-1
- 【指定番号】 3560690004
- 【連 絡 先】 電話番号 （0835）32－3132 F A X （0835）32－3132
携帯電話 090（1333）7260 ・ 090（1337）6171
- 【担 当】 管 理 者 弘瀬 祥代 看護師 常勤3名 非常勤1名
理学療法士 常勤2名 言語聴覚士 非常勤2名
- 【営業日及び営業時間】 ☆営 業 日 月曜日から土曜日までとする。
ただし国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
☆営業時間 月曜日～金曜日までは午前8時30分から午後5時30分まで。
土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで。
- 【目 的】 病気や負傷により療養されている方で、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた方に適正なサービスを提供します。
- 【方 針】
1. あなたの病状等の軽減、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
 2. サービスの提供にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密 な提携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。

- 【事業内容】 指定訪問看護の内容は次のとおりです。
- | | | |
|--------------------|-----------------|------------------|
| 1. 病状・障害の観察 | 5. リハビリテーション | 9. カテーテル等の管理 |
| 2. 清拭・洗髪等による清潔の援助 | 6. ターミナルケア | 10. かかりつけ医の指示による |
| 3. 食事及び排泄等日常生活のお世話 | 7. 認知症の看護 | 医療処置 |
| 4. 褥瘡の予防や処置 | 8. 療養生活や介護方法の支援 | |
- ☆理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としての訪問看護ですので、看護職員による定期的な訪問を行い、共同で訪問看護を提供することに同意願います。

【通常の事業の実施地域】 通常の事業の実施地域は防府市、山口市です。

- 【利 用 料】 訪問看護サービスの利用料及びその他費用は以下のとおりです。
- ☆訪問看護療養費他 訪問看護に係った費用の1～3割（保険の種類により）を、毎月定められた日にお支払い願います。（別紙）
- ☆交通費 ☐ 防府市、山口市の利用者の方は必要ありません。
☐ 当事業所の通常の実施地域以外の場合、ステーションから片道概ね 20km 以上の方は、訪問 1 回につき 500 円頂きます。
- ☆その他、日常生活上必要な物品は実費、死後の処置料は 5,000 円頂きます。

- 【苦情処理】
- 苦情やご相談は責任者 弘瀬祥代が責任をもって受付けます。迅速かつ適切に対応します。
- 連絡先：ハローナース防府 TEL 0835-32-3132
- その他市町村や国保連合会苦情相談窓口で受け付けています。（別紙）

- 【事故発生時の対応】
1. サービス提供時に事故が発生した場合は、応急処置や主治医・救急への連絡を行うとともに御家族、担当、ケアマネージャー及び市役所等関係先に速やかに連絡をします。
 2. 事故に関する御相談、お話し合いには誠意を持って応じると共に、事業所が損害を賠償すべき事案については損害賠償を行います。なお当事業所は三井住友海上火災保険株式会社の「訪問看護事業者損害賠償責任保険」に加入しておりますので、賠償できる損害の範囲や賠償額等について詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。
 3. 事故発生後、管理者、関係職員が速やかにご利用者や従事中の職員等に事情聴取を行うとともに必要な場合は現場検証を行い、原因の解明を行います。原因が解明された後、職員で構成する「事故再発防止検討会議」で再発

防止策を取りまとめてご利用者にご説明します。なお、当事業所では「事故対策マニュアル」を作成していますので、詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。

- 【緊急時の対応方法】
- 訪問看護を実施中に、利用者の皆様の病状に急変や緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- 然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をいたします。

- 【虐待防止に関する事項】
- 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
 2. 虐待防止のための指針を整備する。
 3. 看護師等に対し、虐待防止のための研修を実施する。
 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- 【守秘義務等】
- 訪問看護を提供する上で知り得た利用者及び御家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。
- この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- 【訪問看護サービスの契約における個人情報同意について】
- 利用者及びその家族に係る個人情報（氏名、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報等）を、サービス担当者会議等において担当医、相談員等他のサービス担当者に提供する事に関しては御了承願います。

	令和	年	月	日
訪問看護サービスの提供に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。				
訪問看護事業所	所在地	防府市大字台道 1634-1		
	名称	訪問看護ステーション ハローナース防府	印	
	説明者			

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
家族	住所	
（代理人）	氏名	印
☆お願い	保険証や各種手帳類等の変更時をご提示を宜しくお願い致します。	

重 要 事 項 説 明 書

(指定訪問看護)

訪問看護ステーションハローナース防府

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、運営規程等の重要事項を以下のとおり説明します。

【名 称】訪問看護ステーション ハローナース防府

【所 在 地】防府市大字台道 1634-1

【指定番号】3560690004

【連 絡 先】電話番号 (0835) 32-3132 F A X (0835) 32-3132

携帯電話 090 (1333) 7260 ・ 090 (1337) 6171

【担 当】管 理 者 弘瀬 祥代

看護師 常勤 3 名 非常勤 1 名 理学療法士 常勤 2 名 言語聴覚士 非常勤 2 名

【通常の事業の実施地域】 防 府 市 、山口市です。

【営業日及び営業時間】 ☆営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし国民の祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。

☆営業時間 月曜日～金曜日までは午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。

土曜日は午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで。

【目 的】要介護状態であって、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を
認めた方に適正なサービスを提供します。

【方 針】1. あなたの要介護状態等の軽減、全体的な日常生活動作の維持回復を図り、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

2. サービスの提供にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。

【事業内容】指定訪問看護の内容は次のとおりです。

1. 病状・障害の観察 2. 清拭・洗髪等による清潔の援助 3. 食事及び排泄等日常生活のお世話

4. 褥瘡の予防や処置 5. リハビリテーション 6. ターミナルケア 7. 認知症の看護

8. 療養生活や介護方法を支援 9. カテーテル等の管理 10. かかりつけ医の指示による医療処置

☆ 理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としての訪問看護ですので、看護職員による定期的な訪問を行い、共同で訪問看護を提供することに同意願います。

【利 用 料】訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他費用は以下のとおりです。

☆ 時間別単価・サービス単価

20 分未満 314 単位/回。 30 分未満 471 単位/回。30 分以上 1 時間未満 823 単位/回。

1 時間以上 1 時間 30 分未満 1128 単位/回。 緊急時加算 600 単位/月。特別管理加算（Ⅰ）500 単位/月。特

別管理加算（Ⅱ）250 単位/月。退院時共同指導加算 600 単位/回。初回加算Ⅰ350 単位/月 Ⅱ300 単位/月。

ターミナルケア加算 2500 単位/死亡月。長時間訪問看護加算 300 単位/回。 複数名訪問加算 30 分未満 254 単位/回

30 分以上 402 単位/回。サービス提供体制強化加算 6 単位/回。

理学療法士等による訪問 1 回あたり（20 分以上）294 単位

早朝（AM6：00～AM8：00）夜間（18：00～22：00）は所定単位の 25%加算

深夜（22：00～翌 6：00）は所定単位の 50%の加算

☆ 交通費は ☐ 防府市、山口市の利用者の方は必要ありません。

☐ 当事業所の通常の実施地域以外の場合、ステーションから片道概ね 20km 以上の方は、訪問 1 回につき 500 円頂きます。

訪問看護を提供した場合所得に応じて、その費用の 1 割～3 割（3 割は平成 30 年 8 月 1 日施行）を利用

料としてお支払いいただきます。利用料は、月 1 回定められた日にお支払い願います。その他、日常生活上必要な物品は実費、死後の処置料は 5000 円頂きます。

【苦情処理】

苦情やご相談は責任者弘瀬祥代が責任もって受け付けます。迅速かつ適切に対応します。

連絡先 電話 0835-32-3132 その他市町村や国保連合会苦情相談窓口で受付けています。（別紙）。

【事故発生時の対応】

1. サービス提供時に事故が発生した場合は、応急処置や主治医・救急への連絡を行うとともに御家族、担当、ケアマネジャー及び市役所等関係先に速やかに連絡をします。

2. 事故に関する御相談、お話し合いには誠意を持って応じると共に、事業所が損害を賠償すべき事案については損害賠償を行います。なお当事業所は三井住友海上火災保険株式会社の「訪問看護事業者損害賠償責任保険」に加入しておりますので、賠償できる損害の範囲や賠償額等について詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。

3. 事故発生後、管理者、関係職員が速やかにご利用者や従事中の職員等に事情聴取を行うとともに必要な場合は現場検証を行い、原因の解明を行います。原因が解明された後、職員で構成する「事故再発防止検討会議」で再発防止策を取りまとめてご利用者にご説明します。なお、当事業所では「事故対策マニュアル」を作成していますので、詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。

【緊急時の対応方法】

訪問看護を実施中に、利用者の皆様の病状に急変や緊急事態が生じた時は、必要に応じて

臨時応急の手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をいたします。

【虐待防止に関する事項】

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

2. 虐待防止のための指針を整備する。

3. 看護師等に対し、虐待防止のための研修を実施する。

4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

【守秘義務等】

訪問看護を提供する上で知り得た利用者及び御家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。

この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。

【訪問看護サービスの契約における個人情報の同意について】

利用者及びその家族に係る個人情報（氏名、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報等）をサービス担当者会議等において、介護支援専門員、担当医、他のサービス担当者に提供する事に関してはご了承願います。（個人情報の利用目的は別紙参照）

令和 年 月 日

居宅サービスの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者

所 在 地 防府市大字台道1634-1

名 称 訪問看護ステーション ハローナース防府 印

説 明 者 氏名

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意します。

利 用 者 住所

氏名 印

家族（代理人）住所

氏名 印

重 要 事 項 説 明 書

（ 指 定 介 護 予 防 訪 問 看 護 ）

訪問看護ステーション ハローナース防府

指定介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、運営規程等の重要事項を以下のとおり説明します。

【名 称】訪問看護ステーション ハローナース防府

【所 在 地】防府市大字台道 1634-1

【指定番号】3560690004

【連 絡 先】電話番号 (0835) 32-3132 F A X (0835) 32-3132

携帯電話 090 (1333) 7260 ・ 090 (1337) 6171

【担 当】管 理 者 弘瀬 祥代

看護師 常勤3名 非常勤1名 理学療法士 常勤2名 言語聴覚士 非常勤2名

【通常の事業の実施地域】 防 府 市 、山口市です。

【営業日及び営業時間】 ☆営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

☆営業時間 月曜日～金曜日までは午前8時30分から午後5時30分まで。

土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで。

【目 的】要支援状態であって、かかりつけの医師が指定介護予防訪問看護の必要を認めた方に適正なサービスを提供します。

【方 針】1. あなたの要支援状態等の軽減、全体的な日常生活動作の向上、悪化の防止を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

2. サービスの提供にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。

【事業内容】指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりです。

1. 病状・障害の観察 2. 清拭・洗髪等による清潔の援助 3. 食事及び排泄等日常生活のお世話

4. 褥瘡の予防や処置 5. リハビリテーション 6. 認知症の看護 7. 療養生活や介護方法の支援

8. ターミナルケア 9. カテーテル等の管理 10. かかりつけ医の指示による医療処置

☆理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としての訪問看護ですので、看護職員による定期的な訪問を行い、共同で訪問看護を提供することに同意願います。

【利 用 料】指定介護予防訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他費用は以下のとおりです。

☆ 時間別単価・サービス単価

20分未満 303 単位/回 30分未満 451 単位/回 30分以上1時間未満 794 単位/回

1時間以上1時間30分未満 1090 単位/回 緊急時加算 600 単位/月 特別管理加算（Ⅰ）500 単位/月。

特別管理加算（Ⅱ）250 単位/月。退院時共同指導加算 600 単位/回。初回加算Ⅰ350 単位/月、Ⅱ300 単位/月。

長時間訪問看護加算 300 単位/回。複数名訪問加算 30分未満 254 単位/回 30分以上 402 単位/回。

サービス提供体制強化加算 6 単位/回。

理学療法士等による訪問1回あたり（20分以上）284 単位（12か月以上の訪問1回あたり 279 単位）

早朝（AM6:00～AM8:00）・夜間（18:00～22:00）は所定単位の25%加算

深夜（22:00～翌6:00）は所定単位の50%加算

☆交通費は ☐ 防府市、山口市の利用者の方は、必要ありません。

☐ 当事業所の通常の実施地域以外の場合、ステーションから片道概ね20km以上の方は訪問1回につき500円頂きます。

指定介護予防訪問看護を提供した場合、所得に応じ、その費用の1割～3割（3割は平成30年8月1日施行）を利用料としてお支払いいただきます。利用料は、月1回定められた日にお支払い願います。その他日常生活上必要な物品は実費、死後の処置は5000円頂きます。

【苦情処理】

迅速かつ適切に対応します。苦情やご相談は管理者 弘瀬祥代が受け付けます。

連絡先 電話 0835-32-3132 その他市町村や国保連合会苦情相談窓口で受付けています（別紙）。

【事故発生時の対応】

1. サービス提供時に事故が発生した場合は、応急処置や主治医・救急への連絡を行うとともに御家族、担当、ケアマネージャー及び市役所等関係先に速やかに連絡をします。

2. 事故に関する御相談、お話し合いには誠意を持って応じると共に、事業所が損害を賠償すべき事案については損害賠償を行います。なお当事業所は三井住友海上火災保険株式会社の「訪問看護事業者損害賠償責任保険」に加入しておりますので、賠償できる損害の範囲や賠償額等について詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。

3. 事故発生後、管理者、関係職員が速やかにご利用者や従事中の職員等に事情聴取を行うとともに必要な場合は現場検証を行い、原因の解明を行います。原因が解明された後、職員で構成する「事故再発防止検討会議」で再発防止策を取りまとめてご利用者にご説明します。なお、当事業所では「事故対策マニュアル」を作成していますので、詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。

【緊急時の対応方法】

介護予防訪問看護を実施中に、利用者の皆様の病状に急変や緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をいたします。

【虐待防止に関する事項】

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

2. 虐待防止のための指針を整備する。

3. 看護師等に対し、虐待防止のための研修を実施する。

4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

【守秘義務等】

介護予防訪問看護を提供する上で知り得た利用者及び御家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。

【指定介護予防訪問看護サービスの契約における個人情報同意について】

利用者及びその家族に係る個人情報（氏名、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報等）をサービス担当者会議等において、介護支援専門員、担当医、他のサービス担当者に提供する事に同意します。（個人情報の利用目的は別紙参照）

令和 年 月 日

居宅サービスの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者

所 在 地 防府市大字台道1634-1

名 称 訪問看護ステーション ハローナース防府 印

説 明 者 氏名

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意します。

利 用 者 住所

氏名 印

家族（代理人） 住所

氏名 印